









～施設管理者のみなさま～ 受動喫煙防止対策をお願いします！

第二種施設（2人以上の人が利用する施設）

改正健康増進法により第二種施設（2人以上の人が利用する施設）は**原則屋内禁煙**です。

例）理美容所、クリーニング所（取次所を含む）、コインランドリー、興行場、公衆浴場、旅館・ホテル（客室を除く）、屋内プール、事務所、店舗、集会場、など

これらの施設は喫煙室を設置することはできますが、下記の（A）喫煙専用室又は（B）加熱式たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。

	(A) 喫煙専用室 たばこ全般を吸うことができます。 喫煙以外の事はできません。	(B) 加熱式たばこ専用喫煙室 加熱式たばこのみを吸うことができます。 飲食等、喫煙以外のことができます。		
要件 (技術的基準)	<p>①第二種施設 の屋内の一部の場所であること ★施設内の全部の場所を喫煙専用室（加熱式たばこ専用喫煙室を含む。以下「喫煙室」と略す）とすることはできません</p> <p>②技術的基準（ア）から（ウ）全てに適合していること （ア）出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2 m/秒以上であること （イ）たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること （ウ）たばこの煙が施設の屋外に排気されていること ※施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。（＝フロア分煙可、この場合も（A）では喫煙以外のことはできません。） ※2020年4月1日時点で既に存在している建築物等で、管理権原者（施設の所有者等）の責めに帰ることができない事由（例 建物の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場合等）によって上記（ウ）の技術的基準を満たすことが困難な場合は、<u>一定の経過措置</u>（※裏面参照）が設けられています。</p> <p>③喫煙室出入口の見やすい場所に、以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること ・喫煙をすることができる場所であること（（A）は喫煙専用の場所であること） ・20歳未満の者の立入りが禁止されていること</p> <p>④施設の主な出入口の見やすい場所に、（A）又は（B）が設置されている旨の標識を掲示すること</p>			
運用に当たって守ること	<p>①20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせてはなりません。</p> <p>②（A）又は（B）を廃止しようとするときは、標識を除去しなければなりません。</p>			
標識イメージ	<p>喫煙専用室出入口</p>  <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p>  <p>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p>	<p>施設出入口</p>  <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p>  <p>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室出入口</p>  <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p>  <p>20歳未満の方は立ち入れません。</p>	<p>施設出入口</p>  <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p> 
<p>標識は、下記URLからダウンロードできます。</p> <p>https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/leaflet/hyoshiki.html</p>				

技術的基準の経過措置について

喫煙場所において、原則の技術的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止できるよう、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するため、以下の設備を設けてください。

次のア・イの機能を満たした脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015 mg/m³以下であること

なお、当該設備の出入口における風速0.2m/秒以上の確保及び壁、天井等による区画が必要です。

屋外に喫煙所を設置する場所の配慮義務

施設管理者には、屋内外を問わず、喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが法で義務付けられています。

屋外に喫煙場所を設置する場合には、その場所が周囲に人が集まる場所でないか、注意するようにしましょう。また、たばこの煙は上に流れていきます。喫煙場所の上に、窓や換気扇がないか（煙が屋内へ流入していないか）、よく確認しましょう。

各種相談

内 容	問合せ先
■このチラシの内容等について	東京都多摩府中保健所 企画調整課企画調整担当 電 話：042-362-2334 F A X：042-360-2144
■健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の内容や関連する東京都の施策等について	東京都福祉保健局ホームページ 「とうきょう健康ステーション」 東京都受動喫煙防止条例 検索 受動喫煙防止対策相談窓口 電 話：0570-069690 月～金（祝日・年末年始除く） 9時から17時45分まで ※相談料は無料ですが、通信料がかかります。